



永年保存

J(2) 01-01

県本部各部課長 殿
県下各警察署長 殿

宮本生企第76号
平成12年1月28日
宮城県警察本部長

女性・子どもを守る施策実施要綱の制定について（通達）

女性・子どもを守る施策の実施については、「女性・子どもを守る施策実施要綱の制定について」（平成11年12月16日付け警察庁乙生発第16号、警察庁乙官発第39号、警察庁乙刑発第13号）をもって示されたところであるが、本県警察におけるこれら施策の効果的な実施を図るため、別添のとおり「女性・子どもを守る施策実施要綱」を定めたので遺憾のないようにされたい。

女性・子どもを守る施策実施要綱

第1 目的

本要綱は、女性に対するつきまとい事案及び夫から妻への暴力事案並びに子どもに対する声掛け事案及び児童虐待事案のほか、女性や子どもが被害者となる犯罪（以下これらを総称して「犯罪等」という。）が社会的に大きな問題となっている状況にかんがみ、これら犯罪等から女性・子どもを守る施策の実施とともに、被害に遭った女性や子どもに対する支援等を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 基本

女性や子どもが被害者となる犯罪等については、刑罰法令に抵触する事案に対して適切に検挙措置を講ずるものとする。また、つきまとい事案、夫から妻への暴力事案、児童虐待事案等重大な犯罪に発展するおそれがあるにもかかわらず、刑罰法令に抵触しない事案、夫婦間又は親子間の問題であるなどの理由によって警察として消極的な対応を取りかねない事案、対応が困難であると認められる事案についても、重大な犯罪の未然防止及び被害に遭った女性や子どもに対する支援の観点から積極的な対応を図るものとする。

第3 女性・子どもを守る施策の実施

1 子ども発見ネットワークの構築

子どもが行方不明になった場合に、これの速やかな発見活動等を行うため、警察署単位に「子ども発見ネットワーク」の構築を図るものとする。

(1) 目的

子ども行方不明事案の発生時に、警察と関係機関等の連携により当該子どもの発見及び保護の効率化を図ることを目的とする。

(2) 「子ども発見ネットワーク」の概要

別記1のモデルに準じたネットワークを構築するものとする。

なお、「SOSネットワーク」等既存のネットワークを活用することによって本目的を達成することができると認められる場合には、当該ネットワークを活用するものとする。

(3) 運用方法

基本的には、行方不明となった子どもの家族等からの要請に基づき、別記2に準じた様式に必要事項を記入してファックスにより連絡を行うものとするが、写真等の添付も考慮し、事前に要請者から承諾を得るものとする。

(4) 留意事項

ネットワークの構築に当たっては、警察署が調整を行って関係機関等との連絡網の具現化を図るものとする。また、子どもの行方不明事案は、誘拐事件に巻き込まれている可能性もあることから、当該ネットワークの活用を図るに当たっては、事前に刑事部門との連携を密にし、捜査の観点からの活動に支障が及ぶことのないようにするものとする。

2 犯罪等情報の提供

地域住民に対し、当該地域における性犯罪、ひったくり、あるいは子供に対する声掛け事案等女性や子どもが被害者となる犯罪等に関する情報の提供を行うものとする。

(1) 提供すべき情報

地域住民に対して提供すべき情報は、

- 女性・子どもが被害者となりやすい犯罪等の発生場所、時間帯、手口等の個別事例に関する情報（全般的な発生状況及び発生が予想される場所に関する情報も含む。）
- 女性・子どもが被害者となる犯罪等の類型別防犯対策に関する情報
- 防犯ブザー、ひったくり防止用ネット等防犯機器の紹介、活用方法その他これららの普及に関する情報

を中心とする。

(2) 情報提供上の留意事項

個別事例に関する情報を提供する場合は、被害者のプライバシーを侵害することとなるよう十分配意するとともに、特に強姦や強制わいせつ等の性犯罪被害については、被害者のプライバシーの保護が強く求められるので、提供する情報内容を慎重に検討するものとする。また、個別事例に関する情報以外の情報に関しては、プライバシー侵害等の問題が生じない限り具体的な内容とするものとする。

なお、個別事例に関する情報内容は事案の対応により差異はあるが、その基準はおおむね次のとおりとする。

- 被害者氏名：非公開
- 被害者性別：公開
- 被害者年齢：公開（あるいは「20歳代前半」等）
- 発生場所：町名、丁目程度
- 手口：具体的

(3) 提供手段

警察本部においては、関係各課連携の下にホームページを活用した情報の提供を行うとともに、警察署にあっては、交番・駐在所などより、地域安全ニュース等を活用した提供を図るものとする。また、防犯協会、教育機関、自治体等に情報を提供し、これら関係機関発行の広報紙（誌）への掲載等各種手段を用いるなど、情報が地域住民に浸透するよう努めるものとする。

3 防犯指導の実施等

女性や子どもが路上等において被害に遭った場合又は被害に遭うおそれがある場合の対応方法を始め、防犯ブザー・ホイッスル等防犯機器の活用方法、「子ども110番の家」等緊急避難場所の利用方法、護身術の指導に係る講習会等について、地域、職場、学校等を単位として実施するものとする。また、防犯ブザー・ホイッスル等防犯機器を警察署、交番・駐在所等に備え付け、夜間に帰宅する女性や子どもでその使用を希望する者に貸し出すなどの措置をとるよう努めるものとする。

4 自主活動への援助等

防犯協会、防犯指導（実働）隊を始め、防犯ボランティアによる自主的なパトロールに対し、女性や子どもが被害者となる犯罪等に関する情報の提供を含め適切な指導助言を行うとともに、警察官が同行しての合同パトロールの実施について配意するものとする。また、女性や子どもが犯罪等の被害に遭わないようにするため、道路、公園に対する防犯灯の設置促進等自治体と連携した対策の推進に努めるものとする。

5 「子ども110番の家」の協力確保

女性や子どもが被害に遭った場合又は被害に遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察署等への通報を行う「子ども110番の家」に対して、保護の要領、警察への通報に関するマニュアルの配布、講習会の実施、女性や子どもが被害者となる犯罪等に関する情報の提供を行うなど、協力の確保に努めるものとする。また、「子ども110番の家」に関して、女性を保護等の対象としているものについては、これを含めるよう対策を講ずるものとする。

6 交番・駐在所連絡協議会の活用

「交番・駐在所連絡協議会」は、当該地域住民の意見・要望を的確に把握する場として重要であり、かつ、これら意見・要望は警察の行う各種施策に反映しているところであるが、女性や子どもを守る施策に当たっても、これを効果的に活用して意見や要望の把握を行い、目に見える具体的な活動を行うものとする。また、同協議会に学校・P T A関係者がいない場合は、必要に応じ委員への委嘱を行うものとする。

第4 被害に遭った女性への支援対策の推進

1 相談受理体制の確立

被害に遭った女性からの相談に対応するため、警察署生活安全課に、少年警察補導員、性犯罪指定捜査員等被害女性の心情に十分な配意ができると認められる女性警察職員を担当者とした相談受理体制を確立するものとする。相談を受理するに当たっては、相談室等外部から相談者が視認できず、かつ、相談に係る会話が外部に漏れない構造を有する場所で行うほか、相談内容について、刑事部門で対応することが妥当であると認められる場合にはこれを引き継ぐなど、組織的な対応を行うものとする。

2 つきまとい事案への対応

(1) 基本的対応

つきまとい行為は、被害者の意思に反して反復・継続して行われ、かつ、被害者を自己の思いのままにしようとする意図が強いものであり、放置した場合には、殺人等の重大な犯罪に発展する可能性もあることから、相談女性の立場に立った対応を図るものとする。

(2) 具体的対応

つきまとい行為が刑罰法令に抵触する場合は、被害者の意思を踏まえて検挙その他の適切な措置を講ずるものとし、刑罰法令に抵触しない場合は、事案のエスカレートを防ぐため、実態に応じて

- 被害者に対して、相手方への対応方法、防犯機器の紹介、緊急時の警察への連絡方法等について防犯指導を実施する

- 所要の警戒警らを実施する
- 相手方が判明している場合は、事情を聴取し、必要な場合には指導・警告を実施する
- 裁判所による仮処分制度が有効な場合もあるので、つきまとい行為の差止めを求める被害者に対しては民事訴訟による解決方法のアドバイスを実施するなどの支援を行うものとする。

3 夫から妻への暴力事案への対応

(1) 基本的対応

刑罰法令に抵触する場合は、原則として被害状況等を把握した上で厳正に対処することを基本とするが、その対応に当たっては、夫婦間という特性も考慮し、被害者の意思を十分尊重しつつ、一つ一つの事案に即して最善の措置をとるよう努めるものとする。

(2) 具体的対応

夫から妻への暴力事案が刑罰法令に抵触する場合は、被害者の処罰意思を確認し、被害状況等の客観的かつ正確な把握に努めた上で、原則として事件化措置を講ずるものとする。また、刑罰法令に抵触せず事件として立件できない場合であっても、被害者の心情を十分に考慮し、事案に応じて自治体の関係部局、弁護士の紹介等適切な対応策の教示を行うなど、被害女性の立場に立った対応を図るものとする。

4 被害女性の精神的被害回復への支援

相談に係る事案について、検挙・指導警告等が実施された後であっても、被害女性が不安を訴えるなどの場合には、「宮城県警察犯罪被害者相談員登録運用要綱」（平成8年9月9日付け 宮本刑総第747号）に定める部内相談員又は部外専門相談指導員による相談活動のほか、「宮城県被害者支援連絡協議会」等を通じた関係機関・団体等との連携により、継続的に被害女性への精神的被害回復の支援を実施するものとする。

第5 被害少年の保護等

1 児童虐待に対する取組みの強化

各種警察活動を通じて児童虐待事案の早期発見とともに、関係部門間の緊密な連携によって組織的な認知情報の集約に努め、刑事事件として取り扱うべき事案は、検挙措置を講ずるものとする。また、これら児童虐待については、児童相談所等への通告を行うほか、関係機関・団体との連携の下に「少年補導・育成センター」を中心とした被害児童の適切な保護に努めるものとする。

2 被害少年の保護

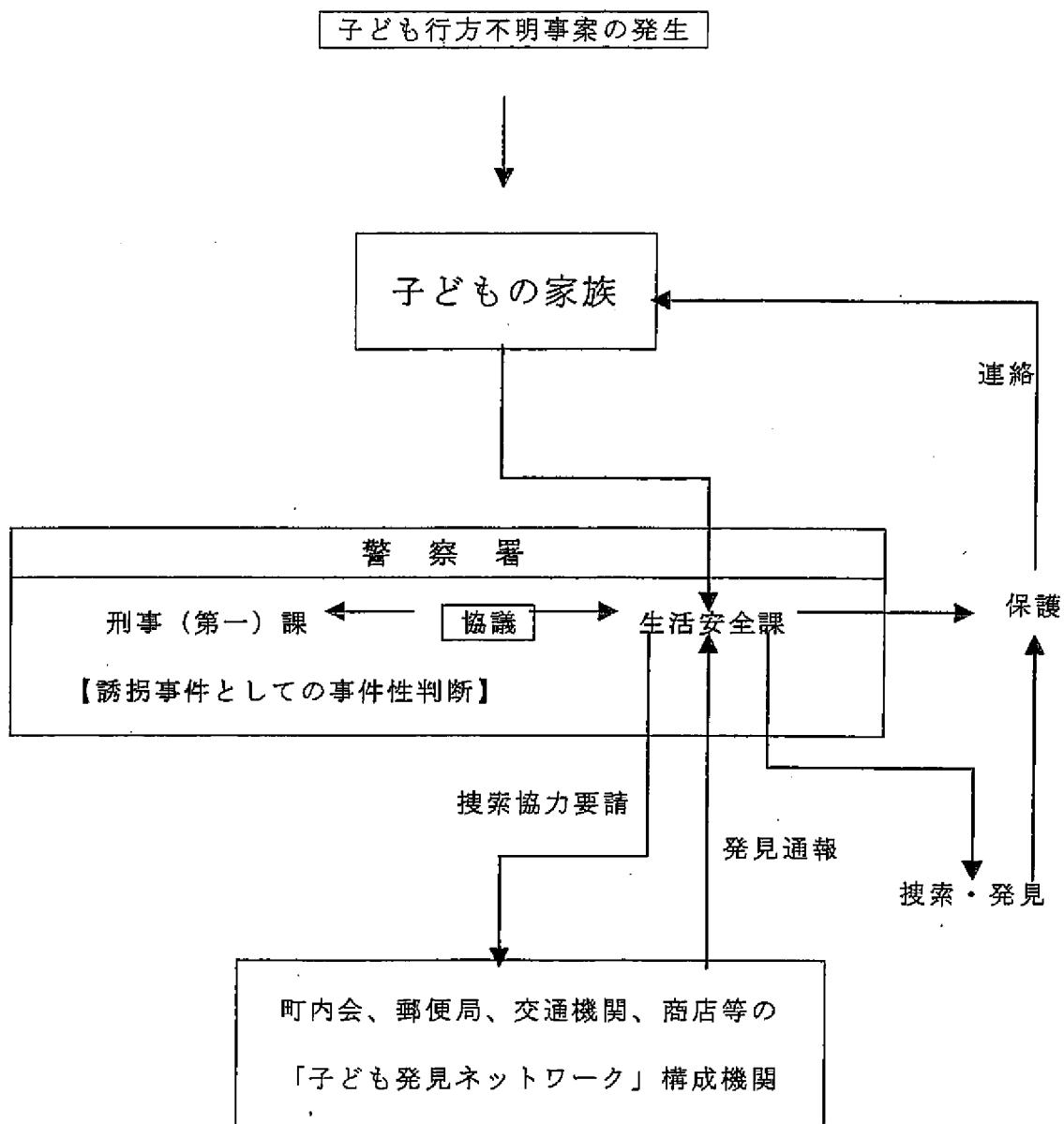
犯罪等の被害に遭った少年の保護については、「宮城県警察被害者対策要綱」（平成8年3月11日付け宮本刑総第175号）、「少年警察活動規程」（平成10年宮城県警察本部訓令第1号）及び「被害少年サポーター制度実施要綱の制定について」（平成9年8月6日付け宮本少第647号）に基づいた対策を推進するとともに、次の事項に留意した取組みの充実を図るものとする。

- 少年の福祉を害する犯罪に対しては、児童買春・児童ポルノ法（平成11年法律第52号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、刑法（明治40年法律第45号）等を適用

し、厳正に対処するものとする。

- 被害少年からの事情聴取に当たっては、事件の態様、被害少年の身体的及び精神的被害の状況等を勘案し、女性警察官等の適任者に担当させるものとする。
- 被害少年に対しては、必要に応じ、少年の心理・生理その他少年の特性に関する知識や少年の取扱いに関する技術を有する少年警察捕導員等による相談活動等の継続的支援を実施するものとする。

「子ども発見ネットワーク」概要



別記 2

所在不明児童の連絡用紙

連絡年月日		平成 年 月 日 (曜日)	午前・午後	時 分
所在 不明 児童	氏名等	(歳)		男・女
	学校・学年等			
所在不明年月日	平成 年 月 日 (曜日)	午前・午後	時 分	
所在不明となった場所				
所在不明となった状況				
所在 不明 児童 の特 徴	人相	・身長： ・体格： ・髪型： ・履き物： ・その他特徴：		
	着衣			
	携帯品			
	住所・氏名を	言える	言えない	
保護者氏名				
発見時の連絡先	警察署	電話	(内線)	